

# 100条調査特別委員会

## ■ 100条調査特別委員会とは？



普通地方公共団体の議会は、地方自治法第100条第1項「当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人出頭および証言、ならびに記録の提出を請求することができる」との条項に基づき、100条調査権を行使することができる。

この調査権を行使するに当たり、本会議において特別委員会に委任する旨の議決を経て、設置された委員会を100条調査特別委員会と呼んでいる。

## ■ 調査事項



- 1 新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯と疑義に関する事項
- 2 玉邑哲雄市議会議員と福原敏弘市議会議員および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案に関する事項



← 詳しくは、鯖江市ホームページ「100条調査特別委員会」へ

## ■ 委員会の開催内容

回	日	内 容
第 1 回	令和 4 年 10 月 25 日	今後の開催計画について ほか
第 2 回	令和 4 年 11 月 14 日	弁護士の選任について ほか
第 3 回	令和 4 年 11 月 25 日	次回の証人喚問について
第 4 回	令和 4 年 12 月 6 日	証人喚問、次回以降の証人喚問について
第 5 回	令和 4 年 12 月 12 日	次回以降の証人喚問について ほか
第 6 回	令和 4 年 12 月 15 日	証人喚問
第 7 回	令和 4 年 12 月 20 日	
第 8 回	令和 4 年 12 月 26 日	次回以降の証人喚問について
第 9 回	令和 5 年 1 月 5 日	
第 10 回	令和 5 年 1 月 13 日	証人喚問
第 11 回	令和 5 年 1 月 23 日	



100条調査特別委員会の様子



現在のごみ焼却施設

※このページは、令和5年1月末現在の内容で掲載しています。